

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法） が平成27年4月より施行されます！

◆現行《フロン回収・破壊法》：特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

→特定機器の使用済フロン類の回収・破壊に関して規制。

◆改正案《フロン排出抑制法》：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

→フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を各段階の当事者に判断の基準遵守を求める等の取組を促す。

□フロン製造業者

□機器製造業者

□管理者（ユーザー）

□充填・回収業者

□再生・破壊業者

■業務用冷凍空調機器の管理者（ユーザー）の役割

管理者の管理意識を高め業務用冷凍空調機器からの使用時漏洩を防止するため、管理者の機器管理に係る判断の基準において以下の事項を求められます。

平常時の対応		漏洩発見時の対応
①適切な場所への設置等	②機器の点検	③漏洩防止措置、修理をしないままの充填の原則禁止
・機器の損傷等を防止するため適切な場所への設置。 ・設置する環境維持保全。	・全ての第一種特定製品を対象とした簡易点検の実施。 ・一定規模以上の第一種特定製品について専門知識を有する者による定期点検の実施。	・冷媒漏洩が確認された場合、やむを得ない場合を除き、可能な限り速やかに漏洩箇所の特定・必要な措置の実施。

④点検、修理、再充填の履歴の記録・保存

- ・適切な機器管理を行う為、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録し当該機器を廃棄するまで保存しなければなりません。
- ・一定以上の漏洩を生じさせた場合管理する機器からのフロン類の漏洩量を国に対して報告する必要があります。

※管理者に求められる点検について

●簡易点検	
機種	点検頻度
全ての業務用冷凍空調機器	四半期に1回以上
《管理者自ら実施》	

●定期点検（一定規模以上の機器には簡易点検に上乗せ）		
機種	圧縮機電動機定格出力	点検頻度
エアコン	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上
《十分な知見を有する者が自ら行うか立会いが必要》		

■冷媒充填回収作業をするには登録が必要

充填については回収と同様に都道府県知事に登録を行った専門性を有する『第一種フロン類充填回収業者』が行うことになります。

充填を行わない回収業者	充填も行っている回収業者	充填のみ行っている者（自社充填など）
第一種フロン類回収業者（現時点での登録業者）	第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）に充填を行っている者	
自動移行		・経過措置（施行後6か月以内は登録なしで充填可） ・都道府県への登録
第一種フロン類充填回収業者（登録業者）		

※第一種フロン類充填回収業者の登録基準は現行規則における第一種フロン類回収業者に関する規定事項から変更されません。

《充填回収業者の役割と責務》

●定期点検と点検整備記録簿	業務用冷凍空調機器の管理者（ユーザー）は十分な知見を有する者により機器を定期的に点検し、点検内容を記録・保存することが求められました。
●充填・回収証明書と漏洩報告	機器の整備時にフロンの回収・充填を行った場合に回収量及び充填量を記録し管理者に対して回収証明書、充填証明書を交付する必要があります。
●引渡義務と再生・破壊証明書	現在は引取証明書の交付でフロン回収の行程管理を終了していますが、今後は再生業者、破壊業者に引渡したフロンに関して再生証明書、破壊証明書の交付を受け管理者及び廃棄等実施者に証明書を回付する必要があります。

《充填に関する基準》

『繰り返し充填の禁止』 …点検や修理をしないまま充填を繰り返すことは禁止されました。

①事前確認事項	充填に先立ち管理者が保存する機器の点検・整備記録簿を確認すること、外観目視行うことなどによって確認します。
②事前確認結果の通知	充填に先立ってどのような確認を行ったかまたその結果内容について機器の管理者と検査を整備者に通知します。
③事前確認でフロンの漏洩又は機器の故障を確認した時	フロンの漏洩を確認した場合は漏れている箇所が特定されさらにその箇所の修理により漏洩が生じなくなったことが確認できるまでやむを得ない場合を除いてフロンの充填はできません。
④充填にあたって	充填するものが法律に基づき機器に表示された冷媒に適合していること又は当該冷媒よりも温暖化係数が低いもので当該製品に使用して安全上支障がないものであることを当該製品の製造業者などに確認することが充填に関する基準で定められています。
⑤充填時の漏洩防止	過充填その他の不適切な充填により機器の使用時にフロンが大気へ放出される恐れがないよう必要な措置を講ずることが必要です。
⑥フロンの知識とフロン充填方法	十分な知見を有する者がフロンの充填を自ら行うか、立ち会うことが必要です。

『十分な知見を有する者とは？』

1種／2種冷媒フロン類取扱技術者（日設連、JREC O）や一定の資格又は一定の実務経験を有しかつ機器の構造・運転方法・保守方法、冷媒の特性・取扱方法、関連法規等に関する講習を受講した者などが考えられる。（一定の資格：高圧ガス製造保安責任者、冷凍空調機器施工技能士、冷凍空調技師など）

※上記に記載されている内容は2014.11時点の情報です。

なお、本掲載内容は、法改正の内容を保証するものではありません。

法改正に関する詳細情報は環境省もしくは一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構等のホームページをご確認ください。